

令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度こうち子育て応援の店協賛事業所開拓等実施委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

審査項目	配点
1 業務の理解度	25点
2 説明会開催にかかる体制	25点
3 その他協賛事業所の開拓や広報に関する提案	30点
4 業務実施体制、業務全体のスケジュール	15点
5 見積書	5点
計	100点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時：令和5年8月18日（金） 予定  
場所：保健衛生総合庁舎 5階 会議室

(2) プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションの時間は1参加者15分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- イ 参加者の審査委員会への入室は1参加者当たり2名までとします。
- ウ 順番は別途お知らせします。
- エ 使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、審査委員の協議により候補者と次点者を選定します。